

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十一月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原

章

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 東松山桶川線
- 三 道路の区域

<p>区 間</p>	<p>東松山市本町一丁目四五三九番一地先から 同市松本町二丁目六七六番二地先まで</p>
<p>敷地の幅員 (メートル)</p>	<p>五・九五 一〇・三四</p>
<p>延 長 (メートル)</p>	<p>九三六・一〇</p>
<p>備 考</p>	<p>県道東松山鴻巣線と重複する区域についての変更である。旧道については東松山市に移管。</p>